



「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」とは？ ～研修編～

2017年度より新設された施策のひとつとして「キャリアアップ事業」があります。事務局ニュースNo.11に続いて、今回は「研修」についてお伝えしたいと思います。「放課後児童支援員」の資格が新設されて2年が過ぎ、当クラブの会でも指導員が順々に資格を取得しています。その際に「研修」を受け、さらに自己研鑽を積み重ねることで、子ども達の安全で安心できる放課後の生活を保障することができるのです。またそれが保護者の皆さんの子育てと仕事等の両立を支援していくことにつながっていくと考えています。クラブの会では就業規則で指導員の研修を保障しています。国が研修の制度を支えてくれるこの制度を活用していくために、理事会でこれから討議していきますが、保護者全体でご理解いただきたいと思います。

「キャリアアップ事業」における「研修」には2種類あります。

1. 年額12.4千円（月約1万円）の「放課後児童支援員」に対する研修

「放課後児童支援員」の資格を取得するには、保育士、社会福祉士等有資格者または高卒以上かつ2年以上の実務経験者、大学等の社会福祉学や心理学等課程の修了者といった人が所定の研修を修了する必要があります。その研修は16科目24時間で、内容は次のとおりです。

- ① 放課後児童健全育成事業の理解 ② 子どもを理解するための基礎知識（発達・児童期・障がい等）
- ③ 子どもの育成支援 ④ 保護者・学校・地域との連携・協力
- ⑤ 安全・安心への対応 ⑥ 放課後児童支援員の役割・機能（仕事内容・運営管理・法令順守）

2. 年額24.8万円（月約2万円）の「より専門性の高い研修」

- ・都道府県や市町村が実施または委託する研修で市町村が適当と認めたもの
- ・「放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づく研修と同程度の内容のもの

【例】実践発表会、ワークショップ形式の事例検討、安全指導と安全管理・危機管理、育成支援の記録遊びや製作活動・表現活動、いじめや虐待への対応、発達障害児等配慮を必要とする子どもへの支援子どもの人権と倫理、個人情報取り扱いとプライバシー保護、家庭における養育状況の理解 等々

「放課後児童支援員等資質向上研修事業」とは、埼玉県においては毎年11月頃に開催している「放課後児童支援員研修会」（学童保育指導員学校）等が該当します。「事業所長的立場」の人も2の研修を経て対象となります。

また、この「より専門性の高い研修」の受講については、過去に受講した研修であっても、受講者名簿などで実績が確認できれば受講したものと取り扱えます。しかしながら、「直近の知識・研修と同程度の内容を得ることができる研修であれば、対象となると考える」とありますので（放課後児童健全育成事業に係るQ&Aより）指導員には常に学びの姿勢が求められていることがわかります。



この「キャリアアップ事業」は2014年度から実施されている「放課後児童支援員等処遇改善事業」という制度と合わせて補助を受けることができます。「放課後児童支援員処遇改善事業」については、実施から3年が経過した今、その内容をご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので、次回その内容を振り返ってみたいと思います。